

函館市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定による補装具費支給に関わっての代理受領および販売または修理の事業者の登録の手続きについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）および補装具費支給事務取扱指針（平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」）ならびに函館市障害者自立支援法施行細則（平成18年10月1日施行）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(代理受領)

第2条 補装具費の支給を申請し、その決定を受けた者（以下「支給対象障害者等」という。）は、市の補装具事業者として登録している者（以下「登録事業者」という。）から当該支給に係る補装具の購入または修理（以下「補装具購入等」という。）を受けた場合において、当該支給対象障害者等の同意を得ているときは、市長は、当該支給対象障害者等が当該登録事業者に支払うべき費用について、補装具費として当該支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給対象障害者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができるものとする。

2 前項の規定による支払いをしたときは、支給対象障害者等に対し補装具費の支給をしたものとみなす。

(登録の手続)

第3条 前条第1項の登録事業者の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の補装具事業者登録申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書、定款および法人の住民税の納税証明書
 - (2) 個人にあっては、住民票の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の平面図、財務諸表（貸借対照表および損益計算書）、営業経歴書およびその他登録に関する市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、登録事業者とすることに決定したときは、別記第2号様式の補装具事業者登録決定通知書により、申請を却下することに決定したときは、別記第3号様式の補装具事業者登録申請却下通知書により、申請者に通知しなければならない。
- (変更等の届出)
- 第4条 登録事業者は、登録をした事項に変更が生じたときまたは当該事業を廃止し、もしくは休止したときは、別記第4号様式の補装具事業者登録変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。
- (登録の取消し)
- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。
- (1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
 - (2) 不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 法第10条第1項の規定による報告または物件の提出もしくは提示をせず、および虚偽の報告または虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。
 - (4) 登録を辞退する旨の申出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき登録事業者の登録を取り消すことに決定したときは、別記第5号様式の補装具事業者登録取消決定通知書により、当該登録事業者に通知しなければならない。

(不正利得の返還)

第6条 市長は、登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費を受領したとき、または関係法令等の規定に違反したときは、当該受領額の全部または一部の返還を求めることができる。

(有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録を受けた日から最初に到来する3月31日までとする。

2 登録の有効期間満了日の1月前までに、市長または登録事業者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないとときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間は登録を更新したものとみなす。

(契約)

第8条 支給対象障害者等は、登録事業者に支給券を提示し、補装具購入等に係る契約を締結するものとする。

(補装具の製作等)

第9条 登録事業者は、支給対象障害者等と補装具の販売または修理について契約を締結したときは、その処方に基づき、補装具の販売または修理を行うものとする。

2 登録事業者は、市長が別に定める場合を除き、省令第65条の8第1項に規定する身体障害者更生相談所等による補装具に係る適合判定を経た後でなければ、支給対象障害者等に補装具を引き渡してはならない。

3 市長は、前項の適合判定の結果、補装具が当該補装具費の支給に係る障害者または障害児に適合しないと認められたときは、登録事業者に不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

(補装具の引渡し、収受等)

第10条 登録事業者は、前条の契約に基づき補装具を引き渡すときは、支給対象障害者等の居所において行わなければならない。

2 支給対象障害者等および登録事業者は、前項の引渡しおよび収受を確認したときは、第2条第2項の規定により支給対象障害者等が交

付を受けた支給券に、それぞれ必要事項を記入しなければならない。

(補装具の引渡し後の改善)

第11条 市長は、補装具の引渡し後に生じた、当該補装具の破損または不適合(災害等によるき損、支給対象障害者等の過失による破損、生理的または病理的变化により生じた不適合または目的外の使用もしくは取扱不良等のために生じた破損もしくは不適合を除く。)は、当該登録事業者の負担においてこれを改善させることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表に定める調整もしくは小部品の取替えまたは修理のうち軽微なものについては、当該調整もしくは小部品の取替えまたは修理のうち軽微なものを行った後に生じた、当該補装具の破損または不適合(災害等によるき損を除く。)について、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

(支払の請求等)

第12条 登録事業者は、補装具を引渡した場合には、当該補装具の費用の請求書に、別記第6号様式の代理受領に関する委任状および支給対象者障害者等に対し交付する支給券を添えて請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、30日以内に当該登録事業者に対し、補装具費を支給するものとする。

(登録事業者に係る情報の提供)

第13条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を補装具費の支給を受けようとする障害者または障害児の保護者に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 取り扱う補装具の種類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(秘密の保持)

第14条 登録事業者は、補装具の販売または修理する上で知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この契約の終了後または契約解除後においても同様とする。

(関係帳簿等の保存)

第15条 登録事業者(補装具事業者であったものを含む。)は、前条の規定による支払に係る帳簿および関係書類を5年間保存するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

補装具事業者登録申請書

年　月　日

函館市長様

申請者　住 所

氏 名 印

法人にあっては主たる事務所の所在地ならびに名称および
代表者の氏名

補装具費支給事業の補装具事業者として登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	〒 (ビルの名称等)			
	法人の種別			法人所管庁	
	連絡先	電話番号			FAX番号
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
	代表者の住所	〒 (ビルの名称等)			
	フリガナ				
指 定 等 を 申 請 す る 事 業 所 等	名称				
	事業所等の所在地	〒 (ビルの名称等)			
	取扱補装具種目				

(備考)

- 1 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所管庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

別記第2号様式（第3条関係）

補装具事業者登録決定通知書

年　月　日

様

函館市長

年　月　日付けで申請のあった補装具費支給事業における補装具事業者の登録については、次のとおり決定したので通知します。

事業者の名称	
事業者の所在地	
事業所の名称	
事業所の所在地	
登録年月日	
補装具取扱種目	

別記第3号様式（第3条関係）

補装具事業者登録申請却下通知書

年　　月　　日

様

函館市長

年　　月　　日付けで申請のあったの補装具事業者の登録については、
次の理由により登録しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第4条関係）

補装具事業者登録変更届

年　月　日

函館市長 様

事業者 住 所
 (設置者)
 氏 名

印

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名 〕

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

登録を変更した事業所等	名称 所在地	
変更があつた事項		変更の内容
1 事業所等の名称		(変更前)
2 事業所等の所在地（設置の場所）		
3 申請者（設置者）の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名および住所		
6 定款および登記簿の謄本 または財務諸表等（当該登録に係る 事業に関するものに限る。）		(変更後)
7 事業所等の平面図		
8 事業所等の管理者の氏名および住所		
9 取扱補装具の種目		
変更年月日		年　月　日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第5号様式（第5条関係）

補装具事業者登録取消決定通知書

年　月　日

様

函館市長

補装具事業者の登録を、次のとおり取り消すことと決定したので通知します。

記

1 登録を取り消す補装具事業者

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 事業所の名称
- (4) 事業所の所在地
- (5) 登録年月日 年　月　日
- (6) 補装具取扱品目

2 登録取消年月日 年　月　日

3 登録を取り消す措置の原因となる事実等

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第6号様式（第12条関係）

代理受領に関する委任状

年　月　日

函館市長　様

住 所
委 任 者

氏 名 印

私は、次のとおり、受任者と定め、補装具費の請求・受領に関する権限を委任します。

支給券番号

決定年月日　年　月　日

補装具の種目等

(事業者)
所在地

受 任 者　　事業者名 印

代表者名 印